

## 地方分権改革推進委員会第1次勧告について知事コメント

地方分権改革推進委員会におかれては、丹羽委員長のリーダーシップの下、昨年の「地方分権改革にあたっての基本的な考え方」や「中間的なとりまとめ」を経て、今回の第1次勧告に至るまで、精力的な審議を重ねられたことに、敬意を表する。

滋賀県においては、現在、生活者の視点、生活現場からの発想を活かした県政を推進しているところであり、今回の勧告の「生活者の視点に立つ「地方政府」の確立」というテーマは、これとまさに同じ視点に立ったものであり、大いに賛同する。

「市町優先の原則」、「近接・補完の原理」のもと、都道府県から基礎自治体への権限移譲の推進が盛り込まれている点は評価できる。ただし、都道府県から基礎自治体への権限移譲だけでなく、「重点行政分野の抜本の見直し」や「国の出先機関の見直し」など国から地方への権限移譲を明確にしていくことがより一層重要であるという観点からは勧告の内容が不十分な面もあり、第2次勧告に期待したい。

個別の事務事業に係る権限移譲については、その考え方や方向性については、一定評価できる内容であると考えが、「必要な措置を講じる」等の抽象的な表現にとどまっている部分もあることから、今後の勧告においては、更に具体的な内容となることを期待する。

さらに、個別の勧告事項の実施に当たっては、「権限移譲して財源なし」

とならないよう、権限と財源の一体的な移譲の実現を強く要望する。

また、「補助対象財産の処分の弾力化」(国庫の補助を受けた施設が補助目的とは異なる利活用を行うための弾力的な運用)については、例えば、生徒数の減少などにより利用しなくなった学校施設を地域の福祉の活動拠点施設に転用するなど、地方の主体的な判断によって、社会情勢の変化に柔軟かつ迅速に対応した財産の有効な活用がさらにやりやすくなるものとして、歓迎する。

勧告を踏まえた、速やかな実施を期待する。

各府省におかれては、今回の勧告の内容を最大限尊重し、早急に必要な法改正や運用改善(法改正を伴わないもの)に取り組んでいただきたい。

平成20年5月29日

滋賀県知事

嘉田 由紀子